

## 夜間の納付窓口・納税相談のご案内

下記の日程で夜間の納付窓口及び納税相談窓口を開設いたします。  
仕事などで日中に税金の納付や相談が困難な方はどうぞご利用ください。

○納付・相談窓口 東通村役場 税務住民課 ※正面玄関からお入りください

○日時

・1月18日(火)～19日(水) 17:00～19:00

・2月16日(水)～17日(木)、3月17日(木)～18日(金) 17:00～19:00で開設予定

○問合せ先 東通村税務住民課 税務グループ ☎ 27-2111 (代表)

※納税相談や、連絡・納付のない滞納者については、差押え・公売等の滞納整理により税金の徴収を専門に行う「青森県市町村税滞納整理機構」への移管もありえますので適正な納税をお願いいたします。



**必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も**



### 青森県特定（産業別）最低賃金改定のお知らせ

- 令和3年12月21日からの金額は、次のとおりです。
    - 鉄鋼業 時間額 929円（改定前 903円）
    - 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額 859円（改定前 833円）
    - 各種商品小売業 時間額 852円（改定前 825円）
    - 自動車小売業 時間額 890円（改定前 864円）
  - なお、青森県で働く全ての労働者及び使用者に適用される「青森県最低賃金」は、令和3年10月6日から、時間額822円に改定されています。
  - 業務改善助成金の活用方法等については「業務改善助成金コールセンター」（☎：03-6388-6155）にお問い合わせください。
  - 雇用調整助成金等の活用方法等については「雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター」（☎：0120-60-3999）にお問い合わせください。
  - 詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。  
(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/>)
- ※ お問い合わせは、青森労働局労働基準部賃金室 へ。 (☎ 017-734-4114)

## 除雪機を貸し出いたします

村では、ご高齢の方や公共事業施設等の除雪に役立てていただくために、要望に応じて部落会等へ、除雪機の貸し出しを行っております。

※個人に対する貸し出しは行っておりませんのでご注意ください。

【貸し出し期間】 1回の貸し出しにつき5日以内

【使用の条件】

使用料は無料。ただし、燃料は満タンの状態で貸し出したしますので、使用した分は使用者が補充し、満タンにしたうえで返還してください。使用者は運搬等に必要の軽トラック等を準備してください。使用に際し、自責他責を問わず事故あるいはケガを負った場合、その責は使用者が負います。

※詳しくは、村HP または 企画課(☎27-2111)へお問い合わせください。

HP 東通村トップページ > 行政・まちづくり > 政策・まちづくり > 除雪機の貸し出しについて

<http://www.vill.higashidoori.lg.jp/keiki/page000134.html>

